

第2期第1回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 所長あいさつ

地方裁判所委員会は、司法制度改革の一環として、地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために、地方裁判所委員会規則に基づき、平成15年8月に創設されたものである。

そもそも、裁判権を行使する裁判所は、その権限行使において、どのような組織・団体等からも拘束されない独立の存在であるべきであり、国民から厳しく中立、公正を求められている。しかし、このことが逆に、裁判権の行使とは直接関係しない裁判所の運営において、無意識のうちに硬直で国民のニーズと離れた対応を生むなどの問題も生じており、これを改めるには、広く国民の声を聴いて、具体的な裁判所運営に反映させていくべきであるという意見が出てきた。

そこで、裁判所の内部に地裁委員会を設け、国民の各界各層の有識者の方々に委員になっていただいた上、委員会では、それぞれのバックボーンを背景に培われた個々の委員の方々の知恵と見識に基づく自由闊達な意見交換を行っていただき、裁判所は、意見交換において出された委員会の意見の中から、裁判所にとって有益な提言を主体的に汲み上げて、裁判所運営に取り込ませていただくことになった次第である。

第2期の地裁委員会においても、皆様方の乗り降り自由な活発な意見交換を通じて、特に、有識者委員の皆様方から、法曹三者の視点では得られない、率直かつ建設的な御意見を数多くお寄せいただきたい。

2 委員長の選任等

(1) 委員長の選任及び委員長代理の指名

大山隆司委員（裁判所委員）が委員長に選任された。

なお、「地裁委員会は裁判所から地域の人に諮問し、委員会で答申する場で

あるという趣旨に鑑みると、委員長は裁判所以外の委員にすべきである。」「委員長もしくは委員長代理の少なくともどちらかは学識経験者にすべきである」等の意見が出された。

委員長は、池田耕一委員（学識経験者委員）を委員長代理に指名した。

3 委員会の運営に関する事項の確認

第1期地裁委員会において決議された確認事項（別紙1）に基づき、本委員会を運営することが了承された。

なお、議事概要における発言者の表示につき、法曹関係者と学識経験者を区別して表示することとされた（議事概要においては、委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇として表示した。）

4 法廷見学

201号法廷（裁判員裁判用法廷）及び805号法廷（ビデオリンク法廷）の見学を行った。

5 説明

裁判所の事務担当者から、①裁判員制度に関する概要を説明し、②裁判員制度施行に向けての当庁の取組状況について報告した。

6 意見交換(テーマ:裁判員制度導入の意義等について)

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

○：裁判員制度の導入により、国民にとって遠くにある裁判を身近に感じてもらうという意義は大きいと思われる。検察庁としては、より裁判を身近に感じてもらうことで司法作用の一つである捜査への協力も得られやすくなるのではないかと期待を込めてその意義付けをしている。また、長期化している事件について、効率的かつ適正な裁判を可能にするのは、裁判員制度の一つのメリットであると思われ、そこに意義を見い出している。

○：先進8か国のうち、陪審制も参審制も導入していないのは日本だけであり、国民が社会や国を支えていくという観点からは、国会や行政だけでなく司法の

世界でも、国民が参加していかなければならないと思う。確かに、負担はあるがやりがいもあるのではないかと思う。

◇：裁判員制度は、お上がいてお上以外の人間は一生懸命仕事をするという日本の文化を大きく変える可能性があるものではないか。これから日本社会をどう変えていくかという大きな本質的なところを打ち出すというのものもあるのではないかと思う。そういう問題意識をもった上で、3年半後に向けてスローガンや標語などを様々な機会で募集するという方法があるのではないか。

また、裁判所を中心とする法曹界の自己革新につながる可能性があるのではないかと思う。今の裁判所や法曹界に課題があるということではなく、自分で革新していくことが組織の発展や社会全体の発展につながると感じる。

◇：社会から犯罪を減らすためにこの制度を活かすことができるのかということに大変関心がある。裁判員になったことをきっかけに、犯罪が起こらない社会を作るという方向にもっと貢献してもらいたいのではないか。また、一度裁判員になったら終わりということではなく、その後どうするかということが非常に大事なのではないかと感じた。崩壊しつつある社会を再建していくために裁判員制度をどのように役に立てるかという積極的な意義を考えていただきたいと思う。

◇：現在の刑事裁判の問題点として、長期裁判の存在が挙げられているが、これは法律の専門家が自分たちの意識改革で本来やるべきことだという気がする。

◇：市民の立場からすると、裁判員制度は、断る権利がない義務を課せられるというマイナスのイメージはあるが、市民が司法の世界に関われる権利だと捉えている人はほとんどいないと思う。裁判を迅速にするためとか専門家だけでは煮詰まってきたというだけではなく、市民の側も裁判に参加する権利があるのだという表現方法も大切ではないかと思う。

◇：裁判というのは、我々からすると遠いところにある。ある日突然法律が変わり、あなたたちも裁判に参加してくださいと言われても、自分が今まで育って

きた意識とのギャップがある。裁判員制度は、様々なメリットがあるのだから、時間をかけなければだめだと思う。各市町村の協力も得て、今の小学生、中学生たちに、皆さんも裁判に参加して文化自体を変えましょう、考え方も変えましょうということから始めなければ、スムーズにいかないと思う。

◇：一般の人は制度についてほとんど理解できていないと思う。したがって、機会があるごとに出向いてPRするなど、皆の頭の中から変えていかなければ、軌道に乗るのが大変だと思う。

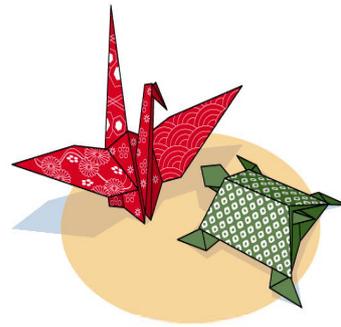
◇：裁判員制度の意義について、抽象的には、裁判の民主化や迅速化などと言えるが、なぜ今それをしなければならないのかということになると、その意義について、本来の意義を置いておいてやりましょうといった広報になってしまう。したがって、このシステムがうまく動くか動かないかは、最初は分からなかったがやってみるとなかなか良かったと思えるのだということをはかに伝えるかに成否がかかっていると思う。そういう意味では諸外国の例をもっと皆に分かってもらう、あるいは現実からかなり乖離はしているが、ドラマ仕立てのものを作成し、様々な事例を分かりやすく紹介していかなければいけないと思っている。裁判員制度に対する抵抗感や心配をなくしていくためには、もっと仕組みを分かりやすく伝えなければならないのではないか。

◇：事件をきちんと見て真相を解明して人を裁いていくというところに、法曹の資格を持っていなくても参加でき、非常に深く関与できるんだということをうまい形で世の中に伝えていければ、この制度の意味が伝わっていくと思う。ただ、実際に時間がかかっている事件に裁判員制度を当てはめて本当に運用できるのか、どんな形の裁判になるのか、ほとんどイメージがわからない。

◇：模擬裁判による裁判員裁判のタイムテーブルによれば、9時30分から5時35分まで実施したというスケジュールになっているが、小さい子供がいると、迎えに行ったりあるいは保育園に預けるにしてもかなり厳しいタイムスケジュールだと思う。

また、裁判員裁判を理解してもらうためには模擬裁判を広く一般の人に見てもらうというのが大事なのではないか。

◇：新しくできる裁判員制度というのが義務か権利かとなると、私は両方だと思う。一つは参加する義務があると同時に、表裏一体として自分の意見を反映するチャンスでもあるというふうに自分に言い聞かせている。裁判の迅速化ということは非常に大切なことだと思う。しかし迅速が拙速になるリスクも非常に大きくなる可能性もある。民事事件では迅速化が一番の効果があると思うが、刑事事件ではえん罪、あるいは被告人がノーと言った場合どうするのかなど、簡単にはいかないと思うし、その辺は専門家のリードでやっていくしかないのではないか。



第2期第2回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 説明

裁判所の事務担当者から、裁判員制度に関する広報の在り方について、説明した。

2 意見交換(テーマ:裁判員制度に関する広報の在り方について)

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

(1) 国民に参加意欲を持ってもらうための方策

ア 内閣府の世論調査の結果(7割が参加に消極)をどう考えるか

○：参加意識に関する調査では、「参加したくない」という回答が70パーセントとなっているが、その理由としては「有罪、無罪などの判断が難し
そうだから」(46.5パーセント)「人を裁くということをしたくない
から」(46.4パーセント)が挙げられている。このような回答が多い
のは、裁判員として裁判に参加することの意味を真剣に考えている方が多
いことの現れと評価している。このような方々にこそ、裁判員制度の意義
を理解していただくことによって、参加意識を持っていただけるのではな
いか。

◇：これからどんどん社会の意識が変わり、今まで話し合いで終わっていた
ことが、裁判だけでなく調停などで解決されるようになり、国民が裁判所
に関与する機会が増えてくれば、裁判員制度に対する多少の親近感が出て
くるのではないかと思う。

◇：被告人と法廷で顔を合わせることによって自分の家族等に仕返しがあ
る、そういった不安を抱えている人もいるのではないかという気もする。
したがって、そうはならないということをはっきりと説明する必要がある
と思う。

- ◇：消極的な人が7割もいるのかという感じがした。最初は他人事だったのが、今後PRすることによって、自分たちに本当に降りかかってくるということが分かり始めると、この数字が増えてしまうのではないかと思う。対策を立てるためにもこのような調査をこれから頻繁にやらなければいけない気がする。
- ◇：裁判所というのは我々の日常生活にとって関わりも深いし、紛争解決機関としても大事なところであるということを理解してもらわなければならないと思う。そのために、裁判所の中で何が行われているのかということをもっとPRすべきではないか。
- ◇：本質的に裁判にかかる案件というのは暗い。だから、いかに努力しようが、出てくる結論の先に楽しみや明るさはない。義務化しないとこのシステムは存在しないのではないか。

イ どのような内容を、どのような手段、方法で国民に伝えるか

- ：一方的に宣伝するのではなく、参加型というか対話型の形で国民に知ってもらうことが大事だと思う。対応が大変だとは思いますが、ホームページに書き込めるような形にして意見をとり上げるということも必要だと考える。
- ◇：裁判所のホームページにはあまり魅力がない。裁判所が何を発信しようとしているのかというコンセプトを固めていないからではないか。今は単に動きを載せているだけだが、社会に何を伝えようとしているのか、その辺りの思いや概念があると、魅力が伝わるのではないか。
- ◇：裁判所のホームページは、フォントやカラーを少し工夫すればもっと親しめるホームページになるにもかかわらず、非常に読みにくい。視覚的な問題もあるし、中身の理解のしにくさという問題もある。
- ◇：何を強調するかを考えて作らないと、網羅的なものになってしまう。裁判員制度を普及させるための特別なホームページを作るのであれば、たとえば、本体とは別に意見を言い合うサイトを作り、このサイトでは自由に

議論をしてくださいという形にして、それを裁判所が横から聞けるというようにするとか、子どもや中学生ぐらいが入り込んで実際の模擬裁判を画面上で体験できる子ども用のサイトを作るとか、いろんな世代、ターゲット別に中身を工夫する必要があると思う。

◇：裁判所のホームページに裁判員制度をテーマにした討論型のサイトを置き、交通整理をする人を置いて丁寧にアクセスに答えていく、あるいはそれに対して別の人が別の意見を言う、そういうおもしろいサイトができればいいと思う。

◇：模擬裁判やパネルディスカッションに参加した人の理解は非常に深まっていると思うが、問題は、自分でそこまで足を運ばない人、ホームページをのぞかない人、裁判所へ足を運んだことのない人、そういった人たちにどれだけ広めていくかということだと思う。街中にポスターを貼るだけではなく、とりわけ人が集まる場所、地方公共団体のスペースを借り、そこでビデオを流したり、質問のある人に法曹三者の中から説明する人を置くなど、一般の人の目につく場所に、目に入り耳に聞こえるものを、可能な範囲で行うのがいいのではないか。

(2) 国民が参加しやすい環境作りのための方策

ア 地方公共団体等の公的機関との連携

◇：市役所のロビーや市民課などに、裁判所の案内のようなものを掲示することが可能であれば、裁判所が身近になるのではないかと思う。たとえば、自分の市の管轄の裁判所がどこの簡易裁判所なのか、どのような司法サービスが利用できるのか、といった案内があればよいと思う。

◇：地方公共団体であっても、企業であっても、出先の多いところのトップに了解を得られると、いろんな掲示活動を含めて極めて容易に活動ができる可能性があると思う。また、たとえば、大学や商工会議所、公共団体など、地域で恒常的なセミナーを開催する場合があるが、そういう中に入っ

て1回でも説明をすると、その後伝達がしやすくなるのではないか。

イ 民間企業への情報伝達, 協力要請

◇：一定程度の企業は、そういう制度ができたときには当然会社の業務については配慮しなければならないだろうという思いは持っていると思う。したがって、たとえば業界団体、産業団体において、その委員会など幹部が集まるところで説明することが、理解をもっと深めていくことになる。

ウ 参加を阻害する要因にはどのようなものがあるか

◇：中小企業、たとえば5人6人で運営している企業の5分の1が欠けるということは、大変な戦力の低下になる。大阪は中小企業が特に多く、中小企業の人当たりの率も多いので、難しいと思う。

◇：個人企業だけでなく、長時間労働を行っている企業は、それだけやらないと成果が上がらない、逆にいうと裁判員になったときに絶対的時間がとられてしまうということであるから、それに対するインセンティブをどう考えるか。インセンティブはまったくない国民の義務だということを徹底して押し切るのか。しかし、ホワイトカラーの長時間労働を考えると、経済的な報酬みたいな何かがあった方がいいのかとも思う。

◇：朝から晩まで一日中やって一、二日で審理を終えるのではなく、たとえば3日かかるが1日の拘束時間をもっと短くするというやり方もあると思う。また、育児、介護という理由でどこまで辞退が認められるかなど、裁判員に選ばれた人たちの間の負担の不公平感を解決しなければいけないという気がする。

◇：介護や育児といった状況に対して、たとえば裁判所自体に託児所を持つとかヘルパー介護を派遣する組織を持つことはものすごく大変なことである。地方公共団体やNPOなど、そういう組織を持っているところと連携して、裁判員に当たったという理由であれば優先的に一日ヘルパーを派遣してもらえというようなシステムを作っていないと、裁判所だけが全

部抱えていて来てもらえるようにするというのはなかなか難しいと思う。
実施するまでの間に、どれだけの連携が可能なのかということのひとつずつきっちり作っていくしかないという気がする。

エ 学校教育（法教育）へのアプローチ

- ◇：地裁の施設を使って子どもに参加してもらうのはとても有意義だと思うが、たとえば、土日の参観日に、法曹三者が学校に出向き、子どもだけではなく親も一緒に啓蒙を行うのもいいのではないか。
- ◇：関経連とか商工会議所のような業界団体で話をして、広げていくという方法も網羅性という意味では非常に大事である。また、たとえば、従業員が1000人いるところで裁判員制度の話をするのであれば、よほど練ったコンテンツをやらないと、逆に距離をどんどん遠ざける危険があるかもしれない。
- ◇：こういう制度があるので企業として協力してくださいという話をするのであれば、企業の上層部や人事などの管理部門に働きかけなければならないし、そうではなくて、各企業に勤める人も市民の一員としてこういうことがありますよという、あまねく一般市民に広げるような形で、それを会社という機会を使ってやるのかで、場面の設定が変わってくる。たぶん、社員が裁判員として行かなければならないときに、会社として理解することがまず第一段階で、そこから始めなければならないと思う。
- ◇：イー・ラーニング（インターネットを活用した遠隔教育のシステム）のコンテンツを、それなりのデザイナーを動員して最高裁を中心に作成してホームページに展開し、たとえば、そのコンテンツを各企業が社員向けに伝えていくという方法もあるかもしれない。

第2期第3回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 説明

裁判所の事務担当者から、裁判所からの情報発信の在り方について説明した。

2 意見交換(テーマ:裁判所からの情報発信の在り方について)

委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

(1) 国民に裁判所の活動を知ってもらうための広報の在り方

ア 国民の裁判所に対するイメージはどのようなものか。

◇：普通の国民にとっては、自分の生活に関わりなく一生を終わる方が、ホッとするというイメージがすごく強いという気がする。自分が社会の中でどのような役割を果たしていくべきか、そして裁判所がそれほど遠くない存在であるということは、普通の庶民感覚では分からない。

◇：裁判所には看板がなく、外観からは裁判所であることが分からない。また、最寄りの駅で降りても、裁判所を案内する標識が目につかないので、裁判所に行こうと思っても場所が分からない。

◇：いろいろな利害を調整する機能がもっと平場の方まで降りてくれば、多くの人が出入りしやすい建物になると思う。訴訟や調停といった現在の裁判所の仕事だけでは、一般市民にとって身近になりようがないと思う。

◇：多くのお年寄りにとってはお上意識が強いが、若い人にとっては近い存在になっている。今後も裁判所の広報を充実していけば、今の小中学生が大人になる頃には、もっと身近な存在になっていると思う。

イ 裁判所を正しく理解してもらうための広報活動の視点はどうか。

◇：一般の人から見て、遠い存在であった裁判所が、裁判員制度の導入により、急に門戸を広げようとしている感じがするが、一般の人は裁判員制度もよく分からないので、戸惑っている感じを受ける。裁判所が一生懸命に広報をしているのもよく分かるが、あまりにもへりくだってしまうと権威

がなくなってしまう。裁判所の権威を保ちながら、裁判所についてよく理解してもらうことが重要である。

ウ イの広報活動の具体的な内容および手段(方法)としてどのようなものがあるか。

◇：裁判官を主人公にしたドラマを作るのが、一番効果的に裁判所を分かってもらえると思う。ニュースで裁判所が写るときは、まず建物の外観、その次が裁判官の静止画像、あとはイラストだけなので、訴えてくるものがない。動く画像で、声も聞こえてというのが一番身近に感じやすく、人間の体内にインストールされやすいと思う。

○：テレビ、マスコミのイメージは訴える力が大きいですが、正確性という点で非常に問題があるので、裁判所の仕事内容について、正確に知ってもらうための広報というのを基本に据えるべきである。ただ、片一方に偏ることなく、今までどおりの広報活動に加えて、効果の大きいマスコミを利用したPR活動も行っていけばいいと思う。

◇：ドラマではなくて、裁判官が普段どんな仕事をしていて、どんなことに悩んでいるのかということは、国民にも分かりやすい。国民は素直に裁判官のことをもっと知りたいと思う。差し支えない範囲でもう少し取材への協力をしていただければ、そのような番組の機会がいくらでもあると思うので、ある意味では逆にテレビを利用しながら、生の人間としての裁判官を国民に伝えられるような工夫をしたらいいと思う。

◇：教育の現場では、興味を持ってもらうことが一番重要だと思う。まず小中学生には裁判所に興味をもってもらい、高校生、大学生になるにしたがって、裁判所の正しい姿を理解してもらうことが大切だと思う。

◇：団体での裁判傍聴に行った経験があるが、裁判官からの説明がとても分かりやすかった。そのような説明があることを一般の方にもっと伝えていく必要があると思う。

◇：子どもの頃に法廷傍聴を経験することは、裁判所に興味を持たせるという点で、重要な役割を果たすと思う。

(2) 国民が具体的な紛争に遭遇し、又は遭遇しようとしているときに、そのような国民(裁判所の利用者)に裁判所を積極的に活用してもらうための広報のあり方

ア このような立場の国民が裁判所に求めている情報はいかなるものか。

◇：早く大勢の人に情報を渡したい時や、一方的な情報伝達ではない広報の仕方としては、ブログを使うと一番効果的だと思う。ブログはトラックバックがすぐ出来るので、議論の場になり、多くの人に興味を持ってもらえる。裁判員制度についても、興味を持ってもらうためには、自分が裁判員になったときにどうするかという議論の場をどこかに起こすとよいと思う。広報の仕方としては、一方的に情報を伝えるだけでなく、その次の段階として、一緒に話しましょうという形が増えている。

イ 現在、裁判所が発行している各種リーフレットについての意見、感想、改良点等

◇：イラストが枠の中にはまっていて官公庁くさく、内容も何を理解して欲しいのか、どこに引きつけたいのかが分からない。

◇：もっと裁判所を身近に感じてもらうために、大阪地裁の歴史や著名な判決、歴代の所長などいろいろな情報を載せた大阪地裁あれこれみたいなパンフレットがあればいいと思う。

◇：問い合わせ先を記入する欄があるが、実際にどこかに置くときには大阪地裁のハンコを押して配布しているのか。これを見ただけでは、実際に自分が手続を行いたいときに、どこに相談すればいいかということが分からない。

ウ 民事調停制度の内容等、各種手続きや制度の広報のあり方

◇：パンフレットを作るだけではなく、どこに送るか、送られた先でどう活用されているのかをチェックしないと意味がないという気がする。また、最近はホームページをいかに充実させるかというのが重要で、作るだけでなく更新をきっちりと行うことも含めて重要になっている。

◇：ホームページにしてもリーフレットにしても、誰に向けてという対象を

明確にするのが大事だと思う。たとえば、「裁判所へ相談したい方のためへ」「訴訟を抱えている人へ」と細かく分けた方が、自分のアクセスしたい情報に早く行き着けるのではないか。裁判所の新しく変わったホームページを見たが、地方の裁判所にいくところが分かりにくかった。

エ 法律相談関係機関(自治体等)との連携の在り方

○：大阪弁護士会では120箇所ぐらいの場所で自治体と提携して法律相談をしている。先ほどから意見が出ているように、リーフレットを置く場所が大事だというのはそのとおりだと思う。毎日行われている各自治体の法律相談のときに横に置いて、直接見る、あるいは相談に乗った弁護士から渡すのがよいと思う。

オ 情報弱者に対する広報のあり方

◇：情報弱者といっても立場は色々だと思うが、たとえば家から出られない方々を補っている機関との連携がどこまでできるかということだと思う。連携先をどう把握していくか、そしてその連携先とどれだけ情報交換できるかということが大事だと思う。

◇：何か問題が起こって誰に相談したらいいのか分からないという人については、相談の場所だけを教えればいい。今は紛らわしいものが多いが、高齢で1人住まいの方はそのことを心配される。裁判所というのは絶対的な信頼があるので、まず裁判所に電話して、どこへ電話したらいいのかということだけでも教えてもらえれば、安心すると思う。

○：日本司法支援センター（法テラス）がこの4月に発足し、10月から業務を開始する。コールセンターを設けて、そこへ電話をすれば、いろいろな団体や行政、弁護士会等の相談先を教えてくれるということが考えられている。

(3) 地方裁判所委員の所属する団体の実践している広報活動について

◇：企業は、テレビや新聞は中高年向けの媒体、インターネットの利用者層

はどうか、ブログは若年層向け、というように非常に細かくターゲットと情報内容と情報手段を分けた上で広報や宣伝活動を行っている。そういう意味では、裁判所も裁判員制度について今すぐ裁判員となりうる大人向けなのか、あるいは小・中学生向けに将来を見据えて行うのか、そのあたりのターゲットと情報手段を分けることが必要である。今後は、裁判所の子ども向けページも充実させることも必要になってくると思う。

◇：対話を大事にし、寄せられた意見には答える、するとまた意見が来て、それに答えるといった対話形式に変わってきている。また、地方局へ行くと、地域にとけ込むということ意識し、地方の祭りなどに手弁当で参加することも始めた。大阪地方裁判所として、地域のイベントに参加していくことも一つの手段だと思う。一点思ったのは、開かれた裁判所として裁判所が何をやっているかということ国民に知ってもらうことは大事だが、一体どこまでPRすべきなのかという点は非常に難しいと感じた。

◇：国立大学も独立行政法人になり、経営戦略的な形で広報を行うという側面がずいぶん強くなってきた。ホームページのデザインにしても、我々素人ではなくて業者を入れて、きちんとしたものを作っていく必要がある。

3 裁判員制度についてのアンケート調査の報告

裁判所の事務担当者から、最高裁判所が平成18年1月から2月にかけて、全国20歳以上の男女の中から無作為に選ばれた8300人を対象として行った裁判員制度についてのアンケート調査について報告した。

4 裁判所の取組状況

地裁委員会において出された意見に基づき、裁判所において取り組んだもの及び今後取り組む予定のものについて、庶務担当者から別紙2のとおり報告した。

第2期第4回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 ゲストスピーカーの講演

「法教育の展望と課題」をテーマとして、京都大学大学院法学研究科土井真一教授が講演を行った（講演レジュメは別紙3のとおり）。

2 質疑応答(テーマ:法教育の観点から、裁判所の役割はどうあるべきか)

◇：今までも法教育という名前ではないにしても、学校教育において、社会科の授業や学級会でルールづくりを行うこともされていると思うが、今後、法教育としてカリキュラムに組んで行おうとされていることは、今までの教育とどう違うのか。

(講師)：今までの教育でも、たとえば憲法教育は比較的まとまった単位で入っているが、その他の領域については、部分的な知識を何の脈絡もなく教えているものがある。一つは、そうしたものをもう少し整理することが大きな課題だと思う。特に法の領域分野の点では、私法の基本原理をもう少ししっかり教える必要があるのではないかという意見が強くなっている。それは二つの意味があり、一つは、刑法は、何々してはいけないという体系だから、法はお上からくる命令であるというイメージが国民の間に根強い。それゆえ、法というのは自分たちが人間関係を形成していく上で、あるいは経済活動をしていく上で積極的に用いて、自分たちの生活関係を安定させていくために必要なものだという意識がほとんどない。そこで、自分たちの生活を豊かにするという側面から、民事的なものをしっかりと教えないといけないだろうというのが一つ重要な点である。もう一つは、新しく立法された特別法だけのようなものをパッチワークのように教えるのではなく、原理原則をしっかりと知っておく必要がある。特に、民法の原則である私的自治の原則をしっかりと知っておく必要がある。私法の分野については、自分が紛争に巻き込まれているということを自分で気付かない限り救済にならない。日本の今ま

での教育は、私的自治だと言いながら、私的自治を実現するための手段を教
えておらず、その点を改善する必要がある。つまり、国家と国民との関係を
規律する基本法として憲法を教えているのなら、国民相互間の私人間の関係
を規律する基本法である民法も同等に教えるべきであり、その両方が相まっ
て初めて国民が社会の中で、国家あるいは国民相互間でどういうルールに基
づいてこの社会を築くかということバランスよく教えることになる。それ
が、従来の教育からの一つの違いである。もう一つの違いは、若干知識偏重
になっている部分について、基本的な価値や考え方をしっかり教え、考える
力、生きる力を育てるという方向へ持っていくことを検討しているという点
である。その延長線上で、参加の問題をどう位置づけるか、裁判員のみなら
ず、公共的な事柄について積極的に参加していくことの意義、それを理解さ
せるということに重点を置くという形で考えているというのが二つ目の大き
な点だと思う。

◇：法教育とは、人間の生き方とか社会の在り方の原理原則的なところを行うと
いうことだが、それに対応できる担い手というのはどこにいて、どのように育
成するのか。

（講師）：基本的には学校の先生にお願いする必要があると思う。理由として
は、今後法曹人口が増大するとしても、全国の小中高に恒常的に講師として
入るとことは人的リソースとしては無理であること、もう一つは、先生
は教育のプロということがある。ただ、学校の先生が教えるための教育素材
の問題、そしてどの点が重要で、どのように教えて欲しいのかという段階に
おいては、法律家が積極的に参加する必要がある。それは裁判所、検察庁、
弁護士会にそれぞれに協力していただく必要があると考えている。

ただ、学校の先生だけでもかなりの数があり、いかにして法教育を広げて
いくかというのは大きな問題だと思う。法律家ももう少し何らかの形で組織
化して、教材作成、あるいは実際に教材を使う点において、学校の先生から

の具体的な質問を受け付けられるような制度化ができないかということを考えている。

もう一つ、実務家の大きな役割は、体系的に教えるわけではないが、本物の迫力を伝えるという点である。コンスタントに体系的にしっかり根付かせるためには学校の教育がいるが、本物を見せて、ある種の感動を与える必要もある。

◇：出前講義や模擬裁判などで直接出向いて本物を見せるということ以外に何か、裁判所あるいは法曹三者の方ですることがあるのか、あるいは大学の法学部にいる者として何か協力できることがあるか。

（講師）：私自身が法曹三者にお願いしていることは、究極の目的は国民全体に法を理解してもらおうということであるが、しかしそれを最初から1億人を超える国民全体に理解してもらうのは大変であり、とっかかりが非常に難しい。では、まず学校の先生方に理解させるというのを試金石にしてみてもどうだろうか。学校の先生ならまとまっているし、比較的意思疎通ができる集団だから、そこにまず働きかけてみて、学校の先生方がどの程度で理解できるのか、どういう説明の仕方をすれば法教育の必要性を理解してもらえるのか、学校の先生方になるほどと納得してもらえるような内容は何なのかというところからまず始めると、非常に対象が明確になって、検討素材もはっきりするというのと、それがうまくいったときの効果はその倍あるいは3倍に拡大するので、一つの重要な点ではないかと思う。

◇：裁判員制度を国民に定着させるためには、その必要性をどう説得力を持って語っていけるのか、また教育の現場においても、子どもの頃から、制度の必要性を意識させることが将来的にも必要になると思うが、裁判員制度についてどのように考えているか。

（講師）：裁判員制度の必要性については、国民の側からどう考えるかという問題と、司法の側からなぜ必要かという二つの視点があると思う。まず国民

をベースに考えた場合、国民の納得する裁判とは何か、その場合の国民とは誰を指すかということは非常に難しい。当事者の納得する裁判といっても、裁判は勝ち負けがあることからそれを基準にするのもなかなか難しい。これは私の意見だが、国民一般に情報が伝わる時、通常はマスコミのフィルターがかかる。新聞にしてもテレビにしても、紙面や時間の限界があるので、すべての情報を伝えているわけではない。また、そのときに見ている国民も真剣に見ているわけでは必ずしもない。十分な情報も得ていない、何となく雰囲気ですうだと思いがちな大多数の国民を納得させる裁判を指すかと言えば、それは大きな問題だと思う。そうすると、国民というのは、その問題を真剣に考えた国民が納得するかどうかだと思う。国民に納得してもらおうということを考えるためには、事件の全体を一緒に見る、事件の在り様について一緒に議論した人たちが常識的に納得できるかどうかという状況を想定しなければいけないと思う。その意味において、裁判員というのは、裁判官や当事者と一緒にすべての証拠、証言を踏まえた上で、お互いの主張を十分聞いて、自分に責任があると考えた人の判断が出てくるということである。それに照らして、3人の裁判官も意見を言い、その裁判官の意見に対して、また自分の考えを述べ、協議した上で、最終的に納得の得た裁判になれば、それが本当の意味で、国民の納得を得た裁判だろうと思う。その意味で、裁判員制度とは、抽選で選ばれるが、自分たちと同じ仲間のうち何人かが責任を持って、すべてを見た上で、この裁判の決定には国民として納得しますということを示すための制度であり、広い意味では主権者としての国民が裁判に関与するための制度であると思う。

人を裁くのは大変だと言われれば、そのとおりだと思う。ところが、大切なことはたいがい大変なことであり、大変なことはおよそしたくないという人生は、およそ大切なことをしない人生になる。法教育においては、家庭教育が非常に重要になると申し上げたが、いくら学校で頑張っても良い教材を作っても、親が家庭でこんな大変なことはできないと言えば、す

べてが崩れる。その意味では、裁判員とはたまたま司法に関係するので、司法制度改革という問題になっているが、そもそもこの国を良くしていくために、公共の事柄に我々が責任を負う、参加しなくては行けないという前提を取るか取らないかという意味において、一つの試金石になると思う。これが、国民の側から見た説明である。

制度側から見ると、私自身は裁判所の国民的基盤を確立するための制度として重要だと思う。裁判所が真の意味で独立するためには、裁判所が孤立しては、独立は達成できない。戦後、裁判所が三権の一翼としてその地位が向上したのは、憲法の観点から言うと、裁判所が違憲審査権を持ったからである。違憲審査権を行使することにより裁判所は憲法を守り、また司法としての尊厳、高い地位を確立できる。しかし、この違憲審査権を行使するのは非常に大変なことであり、国会や内閣を相手に自分たちの筋を通していくのは、憲法に書いてあるからというだけでは通らない。本当の意味で正義を実現していくために、違憲審査権を行使していくためには、ある意味において、裁判所が国民の中から支えられて、根付いていないと本当の意味での独立はできあがらない。そのために、裁判員制度等を設けて、本当の意味での裁判所の姿、あるいはどのようにして司法が正義のために戦っているのかを見てもらうというのは非常に大きな意味があると思う。国民の理解を得られるという形で裁判員制度が機能すれば、おそらく司法の基盤は非常に力強いものになるだろうし、それは日本国憲法が想定している形だと思う。

◇：そのような言葉を、裁判員制度が始まる3年の間にどのように伝えていくかということがあると思う。ただ、裁判員については、無作為で選ぶという方法は性急に思える。最初は希望される方でプールする形で、その中から選び、徐々に枠を広げていくという方法がよいのではないか。

(講師)：ある程度の規模で無作為抽出するとある程度思想等も分散するが、初めから希望をとった場合に、希望を言う人たちがどういう人たちなのかという背景の問題が出てきて、公平さの観点で問題が出かねない。やはり安定

的なのは、無作為抽出ということで、公平の点で問題があれば、忌避する等の色々な方法をとるほうが良いのではないかという形で導入したということだろうと思う。

- ：弁護士会でも法教育の委員会が設けられており、学校に出向いて講義をしたり、模擬裁判を行っている。やはり問題は、法教育の予算が少ないということで、法律関係者としては世論に後押ししていただき、法教育についても予算がつくように尽力いただけたらと思った。
- ：裁判員裁判に向けて、検察庁としても分かりやすい裁判を行っていくよう意識的に努力している。法教育の点では、刑事法分野については、何々してはいけないという禁止の言い方が近寄りがたいイメージになっているという話であったが、法は共生していくためのルールであり、ルールを守ろうという積極的な気持ちを小さい頃から意識させていく必要があると思った。
- ◇：法教育を受けることにより、裁判所がもっと忙しくなるのか、それともむしろ裁判所に行かなくても十分なコミュニケーションをとることによって自分たちで紛争を解決できるようになるのか。

（講師）：最終的に裁判所の仕事が忙しくなるのかならないのかはやってみないと分からないという部分はあるが、法的なところを自覚することにより、自分たち自身で解決できる部分が増えるのであれば、それは大きな意味があると思う。ただ、社会が複雑化してくると、素人で扱えるのは限度があるので、重要なのは、これは法に関わる問題であり、誰のところに持っていけば、どういう救済が得られるかが分かる程度の知識を持つておくことである。日本は紛争が少ないと言われているが、別の見方をすると、紛争はあるが、別のルートで解決していることが多い。行政や政治ルートを利用して解決する問題ではなく、法的な手続で公正に解決していくべき問題であることを認識することは非常に大きな意味を持つと思う。その結果、裁判所の仕事が忙しくなるかもしれないが、本来すべき仕事が本来来るべきところに来たという話だろうと思う。また、裁判所に行くまでもなく、弁護士が入るだけでか

なり解決できる問題もあるので、幅広い意味で法曹を考えて、そこで処理できる案件というものを適正に処理していく、そうすることによって、過剰に行政プロセスあるいは政治プロセスにかかっていた負担は軽減する。トータルとして自分で解決できる、弁護士レベルで解決できる、裁判所に持っていく、というのがどうなるのかはやってみた結果になると思う。

◇：法教育も裁判員制度についても、国民への信頼がなければ成立しないものであり、日本の社会全体がもう一度信頼関係を取り戻せるかどうかということにつながる制度であると思う。法教育については、これから具体的にどのようなステップで導入する予定であるのか。また、大人が学ぶ機会をどのように作っていくのか。

(講師)：信頼について話されたが、信頼はある意味強さを必要とすると思う。信頼することには、裏切られる可能性がある。しかし、信頼されなければ、その信頼に応えようと努力する人はいない。法教育において重要な点として、失敗をどこまで認めるかということがある。たとえば人を殺してしまうというようなある一線を越えた失敗はだめだが、ある範囲の中での失敗は許容しつつ、なおかつそれにかけてやらなければいけないこともある。裁判員についても同じで、100パーセント成功するかどうか、裁判員として来る人みんながよい人かどうかは分からない。しかし、日本の現状を見て、日本でできないことが、よその国でできる場所はそんなにないと思う。我々はもう少し自信を持つ必要があるし、信頼に応える努力をすべきだと思う。進め方については、中央教育審議会でも議論されているが、学習指導要領の改訂の準備が行なわれており、ある程度憲法教育の見直し、法的なものを指導要領の中に入れようという形で話が進んできている。おそらく来年度にはある程度まとまってくるだろうと思う。ただ改訂されても実施までには時間がかかるので、その間に地道に努力をして広げていく必要がある。大人については、法教育についての授業参観の機会を設けたり、何らかの形でコミュニティに入っていき方を考えている。難しいところもあるが、まず学校教育を前提

にして、法曹三者でまとめ、ある種骨格がはっきりした段階で広げていく上で、様々な関係機関の協力を得て進めていくのが適当だろうという形で議論をしている。

◇：今日の話は長期的な観点の法教育の問題についてであり、真摯な言葉のやりとりの中で、言葉でルールを決めて教育の中に取り込むという話であったと思うが、逆に言葉に縛られて残っているのが、医学も同じだが、難しい言葉であるということを付け加えたいと思う。



3 裁判所の取組状況の報告

地裁委員会から出された意見に基づき、裁判所において取り組んだもの及び今後取り組む予定のものについて、庶務担当者が別紙4のとおり報告した。また、裁判所が実施した広報行事として、小中学生を対象に行った子ども模擬裁判及び「法の日」週間行事としての民事裁判手続説明会について報告した。

第2期第5回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 委員長の選任

佐々木茂美委員（裁判所委員）が、委員長に選任された。

2 模擬裁判DVD視聴

別紙5の事件について、裁判員制度模擬裁判DVD「裁判員はあなた」を視聴した。

3 模擬評議

委員のうち、学識経験者委員（法学部教授を除く10人）が裁判員役となり、裁判官3人が加わって、視聴したDVDの模擬裁判について模擬評議を行った。模擬評議での発言要旨は次のとおりである。

(1) 評議の進め方について

◇：実際に裁判官に誘導していただき、具体的な論点についてどう思うかという形で、裁判員の意見を引き出すやり方はどうだろうか。法的な重みのあるものとそうでない感想的なものが混在していると思うので、具体的な問題点について意見を出していく方法が、実際の評議は別として、少なくともこの場ではよいのではないか。

◇：裁判官に整理をしてもらおうと頭は整理されるが、予断が入る可能性があるので、各裁判員が印象を語った後に整理をして、それぞれの直感が合っているかどうかという形で進めたいと思う。

(2) 模擬裁判(DVD)を見た印象

◇：最初のけんかの発端が被害者の発言というだけで、それ以上述べられていない点を疑問に思った。確かに、それによって刺したかどうか分かる訳ではないが、最初のけんかで被害に遭っているのは被告人の方なので、その原因も含めて考えたいと思った。

◇：加害者と被害者では意見が食い違うのは当然なので、スナックのママ以外

に第三者の証言がないのか疑問に思った。

- ◇：最初のけんかの原因については、情状酌量のところで関係してくるかも知れないが、この裁判全体では、殺意があったかどうかが一番のポイントなので、その判断をどうするかという点が一番重要だと思う。ただ、何をもって、殺意があると判断するかというところが難しい。
- ◇：DVDを2回見たが、事実関係について整理できていない。実際に法廷で1度証言を聞いただけで、自分の中で消化できるか不安である。殺意については、普通殺意があれば、一、二回ではなく、何度も刺すと思う。また、お酒が入っている状態で一方的に殴られたら、一時的にかっとなって「殺してやる」というような言葉を言うと思う。その言葉でもって殺意があると認定されるのは、すごく怖いと思った。
- ◇：被告人も被害者もスナックの客だから酔客だと思うが、酩酊度がどのくらいであったかが全く分からないのが気になった。
- ◇：最初のけんかの際、被告人がビール瓶を持って出た点について、被告人は脅かすつもりだったと言っていたが、実際、ビール瓶は、向こうの道まで飛んで砕けており、本気で殴る気でビール瓶を振り下ろしたと思わざるを得ない。次に、被告人は包丁で被害者の腹部を刺しているが、素人が故意に外すことはできないと思う。また、事件の発生日は2月4日の立春で、1年を通じて一番寒い頃であり、厚着をしていると思われる。それにもかかわらず、刃渡り15センチの包丁が10センチも入ったというのは、よほど力を込めて、突き刺したと思わざるを得ない。
- ◇：感覚的には、意図した殺人未遂ではないと感じた。本当に殺す気であれば、包丁を持って体ごとぶつかるというのがおそらく一般的だと思う。50センチくらいの距離で刺して本当に人が死ぬかという、酔っ払っていてもそういうことは想定していないのではないかと思う。
- ◇：一番引っ掛かったのは、被告人が包丁を持って再度スナックに行ったのは、

被害者を脅かして謝らせようという話だったが、謝らなかつたらどうしたかという質問に被告人が沈黙した点だ。答えられなかつたというところに、他の使い方をしようという意識が現れているのではないかと思った。やり取りを聞いていると、死んでも構わないというような確定的な殺意はなく、一方的に殴られたのでやり返したいという思いで起こった事件ではないかと思う。だから、殺人未遂罪というよりは、傷害罪という事件ではないかという印象を持った。

◇：被告人のお母さんは入院しているということであったが、母の病気というのは、被告人にブレーキをかける大きな要素になっているのではないかと思う。

(3) 被告人と被害者の供述の相違点について(偶然刺さったのか、腹を狙って刺したのか。)

◇：殺意があつたのかという内面の問題と、先に確定すべき問題として、突き刺したことが偶然なのかどうかということがある。刺したときの供述で、1メートルで刃物を持ってやりとりをすることが自然か不自然か。私としては、やはりそういう近い距離で刃物を持っていることを分かっていて、それを引っ張ってやりとりするというのは不自然だと思う。相手がか弱く見えたとしても、そういう状況では人間は逃げるのが普通だと思う。そういう意味ではやはり故意に突き刺したと言えるのではないか。

◇：包丁を持っている被告人の右手首を被害者が両手で押さえたところは争いになってない。つまり、力の差がある巨体の人が小柄な人の手首を両手で押さえて、もみ合いになって刺されるということは想定しづらい。おそらく手首を握られたら包丁を振り落とされるか身動きできなくなるか、それぐらいの力の差がある関係ではないかと思う。もみ合っているうちに刺さるというのは、二人の体格やそれまでの経過からすると考えにくい。

◇：被告人を見ると、前科があるとか、事件に慣れているような感じもしない

ので、一般の人だと思う。一方的に殴られたら、人間誰だって腹が立つ。形だけでもいいから仕返しをしたい。そしたら包丁を持っていたので、これで脅したい。もし謝らなかつたらどうするのかと質問されて被告人は黙ったが、普通の人間ならナイフを見せたら謝るとというのが一般的だと思う。自分の想定したことと違うことが起こったから、被告人は黙ったのであり、謝らなかつたら刺してやろうということまでは考えていなかったと思う。

◇：被告人を動かしたのは恐怖だと思う。相手が出てきたから反射的に自分を守るために、また一方的に殴られるのが怖いから、やってしまったという自己防衛的な気がする。

◇：刃物を持った人ともみ合っていると擦過傷がたくさんできる可能性がある。刃物を避けるときに双方に小傷がつくはずだが、それを一発で刺しているという点が、私が被告人を疑う根拠である。

【もみ合いの中で、「偶然刺さった」のか、「意図的に刺した」のかという点について、多数決をとったところ、全員一致で、「意図的に刺した」と認定した。

次に、「わざと腹を狙って刺した」のか、「単に脅かすつもりで包丁を示したが被害者が驚かないので怖くなって刺した」のかという点について、多数決をとったところ、「わざと腹を狙って刺した」が裁判員2人及び裁判官1人であり、その他の裁判員及び裁判官は「恐怖から刺した」に賛成したため、「恐怖から反射的に刺した」と認定した。】

(4) 殺意の有無について

◇：殺意はなかったと思う。相手にやり返してやろうという意思はあったと思うが、死んでも構わないという未必の故意はなかったと思う。

◇：私は、死んでも構わないと思ったかどうかは別として死ぬであろうことは予測できたのではないかと思う。わざと刺して、しかも10センチ刺さっていることからすると、単にけがをさせてやろうという訳ではなく、死ぬかもしれないと思っていたのではないかと思う。

- ◇：先ほど認定した事実だと、被害者が店から出てきたので、慌てて刺したという形だと思うが、単に刺したところが腹だったというだけで、その瞬間腹を刺せば死ぬかもしれないと考える余裕も発想もないと思う。
- ◇：時間的な経過として、スナックのママに帰らされて、帰る途中に包丁があったことを思い出して引き返してくるというのは単なる脅しではなく、死ぬかもしれないということが潜在意識の中にはあると思う。そうでないと、何をやっても大丈夫ということにならないか。
- ◇：慣れていない人が刺すときに、腹を刺せば死ぬかもしれないと考える余裕はないと思う。
- ◇：状況的に考えると、窮鼠猫を噛むというような感じで、やむなく反撃せざるを得なかった。だけど刺すときは刺した。そういう状況だと思う。
- ◇：衝動的な瞬間に、死ぬかもしれないという冷静な判断はなく、本当に「点」の瞬間に刺してしまったというのも殺意になるのか。たとえば一瞬怖いと思ってやってしまったこと、その瞬間「やってしまえ」と思ったことも殺意となるのか。

（裁判官）：よく未必の殺意という言い方をするが、それを言葉で表現すると「死ぬかもしれない」とか「死んでも構わない」ということになる。ただ、実際はかあっとなり見境なくやっているのが実情だと思う。そういうときに殺意があったかなかったかを判断するには、その人がやった行為を少し客観的に見て、死んでも構わないという気持ちでいたかどうかを考える。そうすると、たとえば体の腹とか主要な部分を狙って刺した場合には刺す意図があったという認定に傾きやすいし、あえて足とか手とか重要でない部分を刺した場合には死んでは困るという気持ちがあって、そこを刺したという認定をして、殺意はなかったということになる。

- ◇：このケースはどちらかという振り向いてみればそこがお腹だったということに近いように思うので、部位で判断しろと言われても、そんな冷静な判

断で刺しているとは思わない。その後、被告人は逃げた訳でも証拠を隠滅しようとした訳でもないのに、衝動的なイメージがすごく強い。

【殺意の有無について、多数決をとったところ、殺意ありとしたのは裁判官2人、裁判員2人の4人であった。】



(5) 感想

- ◇：普通の市民が裁判員として出てきたときに、今みたいに、これはどちらよりかという分析をされても、とてもついていけないのではないかと思います。導入部分から殺意があったのかなかったのかとかという話になったが、私の場合、全治3週間で懲役6年というのは可哀想というのが印象に残って、そこから殺意があったのか、腹を狙ったのかとか遡っていついていただかないとついていけない。
- ◇：今日の模擬評議で感じたことは、裁判官もファシリテーター（注：中立な立場で会議のプロセスを管理し、問題解決を促進する役割を担う人）としてのスキルをトレーニングする必要があると思う。1日や2日といった限られた時間の中で評議をするには、裁判官が大事なポイントを挙げ、その他に何かあるかという形で裁判員の意見を聞いて、論点を引き出す方法で行った方がよいのではないかと思います。もう一つは、裁判員として参加する一般国民の意識としては、今まで以上に真実発見の要請が強まると思われるので、検察官や弁護人もその点を踏まえて、公判が充実したものとなるようさらに議論していただきたい。

第2期第6回大阪地方裁判所委員会サマリー

1 説明

裁判所の事務担当者から、裁判員の選任手続、裁判員制度導入に伴う環境整備の取組及び裁判員裁判実施のための施設整備についての説明を行った。

2 意見交換(テーマ:裁判員裁判模擬評議の体験を踏まえて)

(1) 評議の進め方, 方法について

- ◇：裁判員制度は、裁判の素人である国民の視点を重視するという制度だと思うので、萎縮しないで議論できるような雰囲気作りをしてほしい。
- ◇：前回の模擬裁判においては、何を論議するのかという認識が人によってばらついていたように思う。客観的な事実と、情状など心理的な問題を分けて議論すべきではないかと思う。また、実際の裁判では、生々しい証拠写真も提出されるが、裁判員が感情的に判断することがないように、争点を整理することは重要であるし、裁判官のリードが大切になると思う。
- ◇：国民の各層から意見を聞くという裁判員制度の趣旨からすると、最初から論点を整理するのではなく、まず裁判員が自分の考えを述べる方が良いと思う。その後、裁判官が論点を整理して、評議をリードすることは必要だと思うが、裁判員が6人いれば六様の事実の捉え方があり、事実すら理解できなければ、その後の評議は無理だと思う。
- ◇：最初は各人の意見を事由に述べ、その後の評議で自分の考えを再検討するのが良いと思う。裁判官は、コーディネーター役をしながら、プロとして真理を探求しなければならない。専門家同士で意見をぶつけ合うのとはまた別のスキルが必要になり、大変になると思う。
- ◇：模擬評議を体験して感じたことは、自分としては引っかかる点があっても、自分以外の人が一つの結論に流れていったとき、「そんなものか。」と思ってしまうのではないか不安である。その辺りに対する裁判官の配慮が大切になると

思う。

(裁判官)：これまで行った模擬評議においても、普段裁判官3人で行っているように論点を絞って効率的に議論しようとしてみたが、模擬裁判員からは不評であったように思う。最初に様々な意見を出してもらい、後から、なぜ混沌としたのかを考えていく方が良いのかもしれない。混沌とした感覚的な議論と、それを整理していく論理的な議論の両方が必要だと思うので、裁判官としては、その議論の仕方を模索しているところである。

(2) 裁判官に求められるスキルについて

◇：裁判官は、ファシリテーター（注：中立な立場で会議のプロセスを管理し、問題解決を促進する役割を担う人）としてのスキルをトレーニングする必要があると思う。

◇：企業内で会議をする場合も、以前は共通言語が成立しており、初対面で、価値観が同じかどうか分からない人と議論するという事は、あまりなかったように思う。その意味ではファシリテーターやコーディネーターというのは新しい能力だと思う。ただ、ファシリテーターのやり方についても一つではなく、裁判官の個性による部分があると思う。

(3) 審理の在り方について

◇：情報はもっと必要だと思う。裁判員が納得する判断をするためには、検察官、弁護人から多くの情報を提供してもらっただけでなく、裁判員からも情報を求めるといった双方向性になると思う。

◇：被告人、被害者の供述がどれだけ信用するに足りるかという背景情報もある程度必要だと思う。

◇：裁判員になると、真実は何か、その中で妥当な判断は何か、検察官や弁護人が主張していないことでも、この点は大事ではないかと感じることがあると思う。審理期間が長くなってもいいのではなくて、それを要請したときに、調べられていなかったら、検察官や弁護人の怠慢ではないかという話になる

可能性もある。

(4) 模擬評議に参加した感想

- ◇：参加して良かったと思うが、本当に難しいと感じた。人を裁くことにより、人の人生を変えてしまうこともある。裁判員になったときは、事件のことばかり考え、自分が納得できる考えに至らないと、結論が出た後も悩み続けることになると思う。
- ◇：模擬評議を体験して、自分が試されているという感じを受けた。裁判員を経験したことにより、新しい自分が創造できたというものであってほしい。
- ◇：人が人を裁くのは本当に難しいと感じたが、そのような機会を得ていくということは貴重だと思う。裁判員になった人が、新しい市民社会に参画する機会として貴重な経験をしたと感じられるような制度になればと思う。
- ◇：裁判員に選ばれたら、すごく当惑すると思う。今更ながら、民事事件と刑事事件でも、全然違うと思った。
- ◇：変わるいうことは大変だが、良いことだと思う。裁判員として参加する人間にとっても、様々な思いが出てくるだろうし、法曹三者にとっても大変さと同時に変わる部分が出てくると思う。イノベーションというのは技術革新ではなく、革新であり、イノベーションの一つが裁判員制度だと思う。裁判所は大変だろうが、頑張ってもらいたい。
- ：裁判員裁判になると、裁判の議論が深まり、場合によっては、法律学や立法そのものにも影響し、今までにない新しいものが生まれる可能性を感じた。
また、現在は被害者が参加する裁判についても議論されており、被害者が求刑まで行うということも言われているが、弁護士と被告人だけが小さくならなければいけない法廷になる可能性もある。今後の制度の運用にも関わっていくが、裁判員制度を考えるときに、そのような点も踏まえた上で、議論に参加していただければと思う。
- ：検察庁としても、従来の書面による裁判ではなくて、分かりやすい立証を

行うように努力をしており、模擬裁判ではビジュアル化などを試みている。
今後はそれらを踏まえた上で、内容的な部分で、裁判員が事件の本質を理解
できるような技術を身につけていきたいと思う。

○：民事裁判では和解という制度があるが、和解においては、まず双方に言
いたいことを言ってもらった後、裁判所が論点を整理し、説明をしてまとめて
いくという方法がある。個々の事案に応じてまとめ方も変わるが、ある意味
では、民事、刑事に関係なく、話のまとめ方としては同じことだと思う。民
事でも、裁判官の個性によって和解の成立率も変わってくるし、他人の和解
の方法を模倣したからといって必ずしも成功するものでもない。裁判官がそ
れぞれの個性に応じて、スキルを身につけていく。刑事の評議の場合も、裁
判官の個性は違うので、その点を踏まえながら、共通のスキルは何かという
ことを明らかにした上で、研修していく必要がある。それら2つを上手くミ
ックスしながら裁判員の意見を引き出していくことが重要になると思う。

◇：公正な裁判を維持することが一番大事だと思う。検察側、弁護側のどちら
かに肩入れする制度であってはいけない。ビジュアル化も分かりやすいが、
それに頼りすぎて本質が見えなくなってはいけない。聞いた話よりも目で見
た方が印象が強くなるということは統計でも明らかであり、しかも後から見
た映像の方が記憶に残るようなので、その辺りも影響がないように配慮して
いただきたい。



○ 委員会の運営に関する確認事項

大阪地方裁判所委員会

- 1 委員会終了後の早い時期に、議事内容の概略を記載した「議事概要速報版」を大阪地方・家庭裁判所のホームページに掲載する。速報版の掲載後、委員会において出された意見を各委員に確認し、所要の修正を経て、「議事概要確定版」を同ホームページに掲載する。

なお、議事概要を公開する際には、発言した委員の氏名は表示しない。

- 2 議事の一般公開は行わない。報道機関に対しては、当面、委員会冒頭の撮影を認め、委員会終了後、委員長から当日の委員会での議事内容の要旨を説明する。

- 3 この委員会において議決をする場合には、委員会を組織する委員の過半数でこれを決する。

平成18年6月16日

地方裁判所委員会委員から出された意見に基づき裁判所において取り組んだもの及び今後取り組む予定のもの

1 取り組んだもの

・ ホームページの改良

かねてから分かりにくいとの指摘を受けていたところ、最高裁判所において3月22日から大幅にリニューアルされたホームページが稼働している。また、裁判員制度に関する情報を独立したサイトで運営し、見やすく工夫して紹介している。

なお、その中にある大阪地方裁判所のホームページについてもリニューアルしているが、今後も引き続き更なる改修を図っていきたい。

2 今後取り組む予定のもの

・ 裁判員制度についての裁判官の講師派遣

いただいた意見を参考に、裁判官の講師派遣については、今後とも積極的に取り組んでいきたい。

おって、これまでに同様の講師派遣の実例としては、大阪倶楽部や大阪商工会議所、寝屋川青年会議所、大東市立西部図書館、豊中市立千里公民館、大阪国際大学、関西大学法科大学院、社団法人南納税協会等がある。

法教育の展望と課題

京都大学 土井真一

1. はじめに

「法」の難しさ

「法教育」とは何か？

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

アメリカ Law-Related Education

2. 法教育をめぐる議論の状況 —なぜ「法教育」か？

○教育学者・法律家による先駆的な取組み

○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）

司法教育の充実

「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる。

そのためには、学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的役割を果たすことがもとめられる。」

○法務省・法教育研究会（平成15年7月～平成16年10月）

「我が国における法教育の普及・発展を目指して

—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐぐむために」

○法務省・法教育推進協議会（平成17年5月～）

○中央教育審議会

○関係機関・団体の取組み

3. 法教育の基本理念・目標

○自由で公正な社会の構築

「様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら、共に協力して生きていくことのできる社会」

○共生の相互尊重のルールとしての法

正義・公正・自由・平等・権利・責任・適正手続

○法・政治・経済・道徳

4. 法教育を通じて育成される能力・資質

- ・公正に事実を認識し、問題を多面的に見る力
- ・自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢
- ・能力

→多様な意見を調整して合意を形成したり、公平な第三者として判断を行ったりする能力

○法教育の基礎となる資質・情操的基盤の重要性

5. 法教育で主として取り扱うべき領域（法教育研究会「報告書」参照）

現在の学習指導要領を前提にして

- (1) ルールづくり
- (2) 私法と消費者保護
- (3) 憲法の意義
- (4) 司法

6. 今後の課題 ー法教育の普及に向けて

○学習指導要領との関係

○カリキュラムの工夫

科目間の連携 社会科，生活科，家庭科，道徳科，特別活動

○発達段階に応じた教育課程

○教育関係者と法律関係者との協力体制

法テラスとの連携

○裁判員教育との関係

○広報活動

〔主な参考文献〕

：法教育研究会『はじめての法教育』（ぎょうせい）

江口勇治監訳『テキストブック 私たちと法』（現代人文社）

江口勇治編『世界の法教育』（現代人文社）

大杉昭英『法教育実践の指導テキスト』（明治図書）

関東弁護士会連合会『法教育－21世紀を生きる子どもたちのために』（現代人文社）

全国法教育ネットワーク『法教育の可能性』（現代人文社）

土井真一「求められる法教育のすがた」法律のひろばvol.57 no.6

橋本康弘・野坂佳生『“法”を教える－身近な題材で基礎基本を授業する』（明治図書）特集「法教育の充実をめざして」ジュリスト1266号

【別紙4】

平成18年10月20日

地方裁判所委員会委員から出された意見に基づき裁判所において取り組んだもの

- ・ 裁判官の取材対応

「法の日」週間行事のために医事部職員が中心となってビデオ作成を行ったのを契機として、報道機関から医事部裁判官への取材依頼があり、第17民事部裁判官が取材に応じた。

- ・ 天神祭におけるうちわ配り

裁判員制度広報の一環として、天神祭の機会に、裁判官等が天満橋駅前において広報用のうちわ配布を行った。浴衣姿での広報活動が注目を浴び、新聞等にも取り上げられた。

- ・ 裁判所ホームページのリニューアル

ホームページによる情報発信の充実策として、第10民事部（建築部）のホームページ改修作業を進めており、近日中にホームページ上に公開できる見込み。

- ・ 裁判員制度についての裁判官の講師派遣

引き続き講師派遣に取り組んでいる。前回委員会以降に講師派遣を行った例としては、岸和田市町会連合会、社団法人日本監査役連合会、関西大学会計人会、社団法人交野青年会議所などがある。

模擬評議の対象事件

- 1 起 訴 罪 名 殺人未遂罪

- 2 公 訴 事 実 被告人は、平成18年2月4日午後11時ころ、大阪市北区天神3丁目5番地8号中川ビル1階カラオケスナック「さつき」店舗前において、松岡勇治（当時31歳）に対し、殺意をもって、その腹部を包丁で突き刺したが、同人に加療約3週間を要する腹部刺創の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかったものである。

- 3 弁護人の主張 被告人に殺意はない。被告人と松岡との間のトラブルのため、被告人が松岡から一方的に殴られるなどしたことから、包丁を見せて、松岡に謝らせようとしたが、松岡が被告人の包丁を奪おうとしたため、もみあいになり、包丁が松岡の腹部に刺さってしまったものである。

- 4 証人尋問等
 - (1) 証人松岡勇治（被害者）尋問
 - (2) 証人工藤さつき（スナックのママ）尋問
 - (3) 被告人質問

（注）模擬評議の対象事件は架空のものである。